

議員提出第8号議案

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定 により提出する。

令和2年11月27日

大田区議会議長 塩野目 正 樹 様

提出者

大 竹 辰 治 清 水 菊 美 黒 沼 良 光

佐藤 伸 菅谷郁恵 福井亮二

荒尾大介杉山公一

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

大田区心身障害者福祉手当条例(昭和 48 年条例第 38 号)の一部を次のように 改正する。

別表第1精神障害者の項中「障害等級が1級のもの」を「障害等級が1級及び 2級のもの」に改める。

別表第2精神障害者の項を次のように改める。

精神障害者	障害等級が1級及び2級のもの		4,500円
-------	----------------	--	--------

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和3年4月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同年3月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

心身障害者福祉手当の支給対象者として障害等級が2級の精神障害者を加える ことにより、心身に障害のある者に対する手当を公平にし、もって社会参加を助 長するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。